

## 山形県立鶴岡高等養護学校 運動部活動方針

### 1 基本的な考え

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校の教育活動であることから、全職員の共通理解の下、適切な部活動の運営を図っていく。
- (2) 生徒一人一人の実態に配慮しながら指導体制を整え、体力の向上、心身の健康の保持及び増進、社会性の向上、卒業後の余暇活動及び生涯スポーツの取り組みにつなげていく。
- (3) 本校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加と選択による同好会的な活動の意味合いが強い。部の種類や活動内容等については、生徒の考えを尊重しながら、生徒会活動の1つとして位置付けていく。

### 2 活動時間及び休養日

- (1) 活動日時 … 平日：週2回
- (2) 休養日
  - ① 平日：週3回
  - ② 休日：週2回（週休日、祝日、長期休業中は休養日とする）
- (3) その他
  - ① 山形県障がい者スポーツ大会へ参加する生徒で、校内で練習のできる活動については、関係者の協議の下、およそ大会2～3週間前から参加生徒と教員で放課後の時間に練習時間を確保する。指導者については、生徒部担当者および教員の競技への適性を考慮する。

### 3 指導姿勢

- (1) 事前の健康観察等で体調管理を行ったり、施設設備及び用具の安全を確認したりして、健康の保持増進及び事故の防止に努める。
- (2) 生徒の実態把握を適切に行い、その実態に応じた活動内容を設定して実施する。
- (3) 適切な声掛けや支援などにより、生徒にとって精神的・肉体的な負担とならないよう指導に留意する。
- (4) 生徒と共に活動を楽しむ気持ちを大切に、生徒との信頼関係の構築に努める。

### 4 健康管理

- (1) 熱中症への対応
  - ① 気象庁および山形地方气象台から高温注意情報が発せられた時間帯における屋内外の運動は、原則行わない。
  - ② 実施が可能と判断された場合であっても、健康管理を最優先に考え、活動中の健康観察を継続する。
  - ③ 長時間の運動は避け、水分補給は生徒が水筒を持参する等、適宜給水を行わせる。

- ④ 体育館等、校内の熱中症指数（WBGT）を測定し、生徒の健康保持に影響が出ると懸念される場合は、管理職及び養護教諭の指導の下、活動を中止する。
- ⑤ その際、冷房設備等環境の整った教室での活動に切り替えるか、中止とし、下校時刻の変更を協議する。

(2) 感冒及び流行性疾患等への対応

- ① 体育館等の室内気温及び生徒の罹患状況を踏まえ、生徒の健康保持に影響が出ると懸念される場合は、管理職及び養護教諭の指導の下、活動を中止する。
- ② その際、暖房設備等環境の整った教室での活動に切り替えるか、または中止とし、下校時刻の変更を協議する。

5 その他

- (1) 文化部の活動は、「山形県立鶴岡高等養護学校 運動部活動方針」に準じた取り扱いをする。
- (2) 活動費は、生徒会費より拠出する。
- (3) 上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。
- (4) 上記方針は、2019年4月1日より実施する。

策定期日：2019年2月5日